

細則Ⅱ 賞 罰 規 程

(総則)

第1条 この規定は、神奈川県選暦軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）規約第8条に基づき制定する。

(目的)

第2条 この規定は、スポーツマンシップ及びフェアプレイの精神に則り、本連盟の発展に顕著な貢献を認められた団体及び個人を顕彰するとともに、本連盟の諸規定に違背した団体及び個人に対し応分の処置を科すことを目的とする。

(顕彰)

第3条 本連盟の登録会員であり、他の模範となる活動によって本連盟の名誉昂揚と発展に貢献した団体、一般会員を顕彰することができる。

2 顕彰は、賞状並びに表彰楯杯又は記念品をもって行う。

(顕彰対象者)

第4条 本連盟は、次の各団体、個人を表彰する。

- (1) 本連盟の役員として活躍し、本連盟の発展に貢献したと認められた者
- (2) 全国大会において優秀な成績を収め、本連盟の名声を昂揚した団体
- (3) 本連盟に10年以上加盟し、第2条の精神に基づいた活動を継続し、他の模範となった団体及び個人

(懲罰)

第5条 第2条の精神及び本連盟の諸規定に違背した団体及び個人は、本規定に基づき応分の懲罰を受けることがある。

2 懲罰は、その行為の軽重に従い、それぞれ嚴重注意、6か月以上1年未満、2年未満の出場停止、又は除名をもって行う。

(懲罰対象者)

第6条 本連盟は、次の団体及び個人を懲罰する。

- (1) 本連盟の規約及び諸規定に違背した団体及び個人
- (2) 登録及び出場に不正があったり、大会において役員審判員の裁定に従わず、徒に大会の規律と秩序を乱した団体及び個人
- (3) 第2条の精神に反した行為により本連盟の秩序を乱し、関係団体及び関係機関等に多大な混乱と迷惑を惹起した団体及び個人

(賞罰委員会)

第7条 第3条及び第5条の事象が生じたとき、会長は速やかに賞罰委員会を招集し、審議をしなければならない。

2 賞罰委員会は、特別委員会とし、執行役員会がこれに充たる。

3 賞罰対象者は、賞罰委員会委員に任ずることができない。

4 第5条の場合、賞罰委員会は、当該団体及び個人に釈明の機会を設けなければならない。

5 賞罰委員会は、事案が結審し、その結果を当該団体又は個人に通達し、執行した時点で自

動的に解散する。

6 賞罰委員会の議長は、会長が充たる。

(規定の改廃)

第8条 この規定は、常任理事会の議を経て、改廃することができる。

附 則

1 この規定は、平成 22 年 11 月 28 日から制定施行する。

2 この規定は、平成 30 年 12 月 2 日から一部修正施行する。